

〒060-0808
 札幌市北区北8条西6丁目2-23-806
 TEL 011-594-8454
 FAX 011-594-8455
 URL http://tomari816.com
 E-mail info@tomari816.com
 郵便振替口座 02790-1-100850



第32回 法廷だより

7ヶ月ぶりの口頭弁論

2020年9月1日午後2時00分より札幌地裁で、第32回口頭弁論期日が開かれました。コロナウィルス対策の一環で空席を確保しなければならぬため、傍聴者は18名余りでした。

今回の期日では、弁護団から、準備書面(42)から(44)までを提出しました。

準備書面(42)は、津波に関する主張を整理するものです。準備書面(43)では、被告準備書面(19)に対する認否をしつつ、原告の準備書面に対する認否とF・4、F・11断層に関する被告の主張の不明確な点を明確化するよう求釈明を行いました。また、菅澤弁護士においてプレゼンテーションを行い、敷地内断層に関する争点の整理をしました。準備書面(44)では、適合性審査の流れをまとめ、被告の主張が複数受け入れられていないことを指摘しました。

被告は、敷地内断層に関する準備書面(19)を提出しましたが、この書面については、規制委員会による適合



性審査における最新の議論状況を反映した内容になっておらず、かつ、さらなる追加調査を前提とするものであるため、いたずらに審理を長期化させるものであるとして、原告において、時機に後れた攻撃防御方法である旨を指摘しています。

従前、裁判所からは、事実上、判決に向けて防潮堤、敷地内断層、海底活断層に争点を絞って主張立証を行うよう求められていましたが、今

回、裁判所の構成が変更となり、その他の争点に関する主張の整理状況を今一度確認したいとの意向が示され、期日間に進行協議期日が設けられることになりました。

原告意見陳述

原告の意見陳述は、加藤浩道さんが行いました。幼少期の終戦直後の経験を踏まえ、豊かな生活を送ることを夢見たが、原発の危険性を感じつつもその安全性を信じていたところ、福島原発の事故を目の当たりにして大きな衝撃を受けた一方、これで脱原発の流れに向かうことになると思い、ある種の安心も感じていた。ところが、経済的な不合理性も明らかになっているにもかかわらず、泊原発は再稼働を目指しており、憤りを隠せない。これから、自ら反原発に向けた取り組みを続けつつ、泊原発を廃炉とするの判断を願うとの意見を述べました(意見陳述の内容は2ページ)。

弁護団の主張内容

準備書面(42)では、津波に関する主張を整理しつつ、被告自身が構造変更後の防潮堤の構造の詳細が未定であり、基準津波も確定し

ていないことを認めていることから、生命、身体に対する具体的な危険が生じていることを指摘しました。

準備書面(43)では、被告準備書面(19)の主張内容が時機に後れた攻撃防御方法であることを指摘しつつ、裁判体の構成が変わることを見越して、被告準備書面(19)に対する認否をし、敷地内断層に関する争点を整理しました。また、被告に対し、原告準備書面(36)、(37)への認否とF・4、F・11断層上の地層に関する評価の内容を明らかにするよう求釈明をしました。

準備書面(44)では、泊原発の変更許可申請後から現在に至るまでの規制委員会による適合性審査の流れをまとめ、たうえ、審査の過程で敷地内断層をはじめとする被告の主張の複数の点が受け入れられず、審査が長引いていることを主張しました。

(文責) 佐々木泰平

口頭弁論報告会

今回の口頭弁論は新型コロナウイルスの影響で、傍聴希望者34人が抽選となり、一般傍聴は13人となりました。また、報告会への参加は45人でした。

意見陳述

原告 加藤 浩道

私は原告の加藤浩道です。

1945年7月22日、後志管内喜茂別町で生を受けました。物心ついてからは、毎年自分の誕生日のすぐ後に原爆投下や敗戦があり、歴史的出来事とともに年を重ねていくことに気がつきました。のんびりとした田舎暮らしながら、いつも物不足でノートや鉛筆を買うにも事欠き、早く困らない生活が送れる社会にならないかと思っていました。エネルギーについても鉄腕アトムを見て、いずれタバコくらいの大きさのバッテリーで車が動き、スーツケースくらいで列車や飛行機も動かせる世の中になると思っていました。

しかし実際には、原発は爆発を制御しながら発生させた熱で水を沸かし、タービンを回して電気を発生させるというただの巨大な湯沸し器だと知り、本当に驚きました。それでも原発の危険性を感じながら安全で安価、資源小国日本で電力を確保するには絶対必要なのだと宣伝につられ、まさか自分が生き

ている間に大事故は起こらないだろう。何より物にあふれた今の快適・便利な生活は手放せないと深く考えず見過ごしていました。



ところがその原発がフクシマで2011年3月11日に壊れ最悪の大爆発まで起こしました。その様子を見て、東北はおろか日本が全滅ではないかとさえ思いましたが、一方では力の抜けた気持ちになっただのも事実です。それは何故かと言いますと、あの光景と現場の決死の作業、20万人近くの避難民など、事故の過酷さを実感したなら全ての原発が廃炉への動きとなり、これからは原発事故の不安から国民が解放されると思っただけです。また、再生可能エネルギーへの開発も急速に進んでおり、様々な考えがあったとしても国民はもろろん電力会社も政府も再稼働への動き

にはならないと確信していました。

しかし泊原発は再稼働へと動き出しました。高橋はるみ前北海道知事は「道民を凍死させたくはない」との言い回しをし、また田中俊一前原子力規制委員会委員長は「近代社会では国民は電気をじゃぶじゃぶ使う便利な生活を止められるはずがない」とまで言い、原発の必要性を説いていました。さらに北電ビルの正面には「節電にご協力をお願いします」と事故後からずっと今も看板を掲げています。節電の協力なければ再稼働は当然だと言わんばかりです。

北海道の産業をエネルギー面から支え発展させてきた北電が、道民の心配や不安をよそに、ただただ利益のみを追求するとても残念な企業になったように思います。経産省でさえ北海道の電力供給は原発が稼働していなくても十分余裕があると言っています。(2016年)

今や原発は経済的にもお荷物になってきているのに止めないのは、止めるべきだと判っていないが止めることができません、止めた時の禁断症状への緩和策も持たない中毒患者を思わ

せませす。

であれば、私は道民の一人として、少しでも泊原発は廃炉との決断を促すために何ができるか、何をすべきかを考えた時、3つの課題を立てました。1つ目は原発での発電量を3割と考へ、3割の節電をすることです。どっさり買い込んだ便利で快適な生活を見直し、可能な家電から捨て始め、炊飯器、テレビ、冷蔵庫も手放したら、電気代も月に5,000円から現在では8割以上の節電で月900円程度ですんでいます。2つ目は電気代の自動引き落としを止め、毎月北電窓口で支払う際に再稼働反対を訴えることです。3つ目は年賀、暑中見舞いに春と秋を加え、年4回脱原発への思いをハガキに込めて出すことです。7月に知人・友人約300人に出した暑中見舞いのハガキの一部を紹介させて頂きます。



加藤さんが自分でデザイン、作成したティッシュ。街頭でみなさんに手渡ししています。

「霊長」が核の火持ちて愚かなり

破滅への道 止めねばならぬ
人類は二足歩行や言葉の発達とともに火の使用と道具の製作で文明の道へと歩み、自らを「万物の霊長」とまで称しています。その人類が核の火を発見し原爆を作り、最初の実験場としてヒロシマ・ナガサキに落としました。原爆の凄惨さを知っているはずの国民が原子力の「平和利用」との喧伝に乗せられ、原発の買い込みと全国に設置をさせてしまいました。しかしその「文明」の象徴的産物でもある原発は、フクシマの事故で史上最大の公害として文明の破壊・人類の破滅にも直結すると多くの人は気づきました。あくなき利潤の追求と野望による惨事だったと言えます。

先日、北電社長の泊原発の運転期間20年延長発言などは重大な問題を抱えたままで、とても正気の沙汰とは思えません。より多くの人の泊原発廃炉の意思表示が必要と痛感しました。

以上、泊原発は廃炉との判断を願ひ、私の意見陳述を終わります。

私たちの弁護士

Vol.8
菅澤 紀生 弁護士

泊原発裁判で献身的な活動をしてきた菅澤 紀生 弁護士をご紹介します。

泊原発裁判の代理人になつた動機は？

まずは環境法を研究するに至つた経緯からとなります。1997年に司法試験に合格し、やっと世間を見回す余裕ができたとき、京都議定書が最も話題の事象でした。弁護士としても環境問題に関わっていきたく考えるようになりました。2000年弁護士登録直後に札幌弁護士会公害対策環境保全委員会、ドイツのフライブルクに環境政策を見に行ったことが、その後の弁護士人生に大きな影響を与えています。まちの単位で環境問題に取り組むと、活気ある文化的な生活が実現できるんだと認識しました。勤務弁護士を4年勤めた後、2004年から2年間、米国オレゴン州ポートランド市のライス&クラーク大学で環境法を勉強してきました。ポートランドはエコノミクスなライフスタイルで注目を集めています。その根底には周囲の自然や農地を守るべく都市の拡大をコントロールする都市政策があります。ポートランドの姉妹都市でもある札幌も実現可能だと信じて研鑽を積んでいます。

ここからが本題です。帰国後に加わつた日連公害対策環境保全委員会には、環境分野別に複数の部会があり、私は大気汚染、交通まちづくり、景観問題などを研究する部会に属しています。3・11の惨状のさなか、古くから原発訴訟に係つてきた原子力部会メンバーから活発なML(メーリングリスト)への投稿がありました。テレビで見る政府発表とMLの中でなされる議論との差は大きく、次々とMLで言われているとおりの事象が起つていきました。当時はメルトダウンという言葉も初めて接するものでした。

他方で、当時の北電はのんきなもので、泊はPWR(加圧水型原子炉)だから大丈夫とか日本海側には活断層はないなんてことを平然と言っていました。国と電力会社への不信感と、環境問題に関心を持つ弁護士として何かできないかという思いが募る中、小野有五先生らが中心となつて泊原発の訴訟をしたいという動きがあることを聞きました。その準備会に加わつて、2011年7月7日の渡辺満久先生の講演会と泊原発の廃炉をめざす会結成に至りました。

今までに忘れられない裁判はありますか？

数々ありますが、守秘義務があるので披露することはできません。弁護団という形で加わつた集団訴訟では、湯沸かし器メーカーへの損害賠償請求訴訟への参加の経験が現在の弁護団活動に役立っていると思います。個々の

事件では勝訴は得られなかったと思われる事案でしたが、全国の被害を集めることで被告企業の「不作為の注意義務違反」という実態を明らかにして遺族への賠償を勝ち得ました。こうした難題に全国の弁護士が意見を交わしながら主張と立証を組み立てて行きました。大阪まで行つて現に事故当時の湯沸かし器本体と分解された部品を見たこと、そのときの大阪の弁護団の先生方の迫力は深く印象に残っています。



趣味を紹介してください

ハードロックコピーバンドで歌っています。ここ数年、月2回くらいの頻度でライブをしてきました。新型コロナウィルス問題で半年以上離れており、いつ復帰できるか悩ましいです。オレゴン仕込みのDIYerです。事務所の内装なども自分で作っています。30年前くらいの欧州車が好きて、自分で部品を調達して整備もします。カヌークラブに所属していて、テント泊をしながらホワイトゥオーターを楽しんでいます。ポートランド的な生活スタイルを実践していると自分でも思います。

菅澤 紀生 弁護士

所属事務所

すがさわ法律事務所

〒060-0807 札幌市北区北7条西6丁目1-4 北苑ビル2階
TEL 011-700-0555 FAX 011-770-0556

菅澤 弁護士 教えてください !!

8月13日、寿都町長が高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けた調査への応募検討という衝撃的なニュースが流れた。9月11日神恵内村も地元商工会の請願を受け、村議会で応募の審査をはじめた。町長が住民の意思に反して調査に応募した時、住民に残された権利は何か。

Q 寿都町長は、調査への応募の判断は町議会で決め、住民投票は行わないと言っている。町長は住民投票を拒否できるか。

A 寿都町には住民投票条例がないので、町民が調査受入について住民投票を申し立てる権限はない。町長が住民の求めに応じて、独自に住民投票を行うということはある。今回、町長はこれを拒否するということだろう。

Q 住民が他にできることは？

A 地方自治法に基づく解職(リコール)請求の住民投票がある。町長は拒否できない。解職を求める住民は、有権者の1/3の署名を集めて、町長の解職を選挙管理委員会に請求すると、住民投票となる。過半数の賛成で解職だ。

Q 他には？

A 地方自治法に基づく議案提案権がある。有権者の1/50で、町長が文献調査受入れの決定要件として住民投票を行う内容の条例案を提案できる。議会がこの条例案を審議することになるが、現在の寿都町議会ではどうなることや。首長の解職の方が効果的だし、他の自治体への影響も大きい。

(編集部)

宗教者核燃裁判

核のサイクルを断ち切り、いのちをつなげるために

深川市 浄土真宗本願寺派一乗寺 殿平 真 (このひらまこと)

コロナ禍のなか提訴

二〇二〇年三月九日、「宗教者が核燃サイクル事業の廃止を求める裁判（宗教者核燃裁判）」の提訴に、僧侶、牧師、司祭、信徒、支援者五十人余が東京地方裁判所前に集ま



▶東京地方裁判所の前で

り、各々に法衣や袈裟をまとい、幟やプラカードを掲げて「核といのちは共存できない」と強く訴えました。

この時は、新型コロナウイルス感染症の流行が騒がれた時期とも重なり、北海道に住む私は東京行きを断念せざるをえませんでした。その後、新型コロナウイルスの影響により公判も延期されていましたが、ようやく十二月十七日（木）午後二時から第一回公判が開かれます。

そうした経緯もあり、本稿の内容は原告団事務局よりウェブサイトに「ニュースレター」を通じて公表されているもののご紹介にとどまることをお断りしておきます。

宗教者核燃裁判の概要

以下、この度の提訴の概要です。

- 裁判の目的 青森県六ヶ所村の原子力施設（再処理工場など）の運転差止めを求める
- 原告 本提訴趣旨に共鳴する宗教者、信仰者 ※第二次原告団二二一人
- 被告 日本原燃株式会社
- 提訴する裁判所 東京地方裁判所
- 訴訟の種類 運転差止め訴訟（本訴）※仮

処分も検討

●おもな主張

- ① 原発、原子力法制は主権者の権利を保障する日本国憲法に違反していること
— 幸福追求の権利、健康で文化的生活を営む権利、働く権利、職業の自由、居住移転の自由、教育を受ける権利等憲法上の権利を全て覆す
- ② プルトニウムを生み出す核燃料サイクルは極めて危険性の高いものであり、技術的に無謀であること、また政策が変われば軍事転用の恐れがあること
- ③ 使用済み燃料、放射性廃棄物を後世に残すことは、宗教者、信仰者としての倫理性に極めて反すること
- ④ 核燃サイクル事業は原子力発電所などでの労働者の総被ばく量を増やし続けることになるため、この事業を廃止すること
- ⑤ 地震、津波などにより再処理工場が、事故を起こす確率が非常に高いこと
- ⑥ 一旦、再処理工場が事故を起こした場合、超大量の放射性物質が放出され、日本だけでなく世界的規模の汚染が広がり、その影響は後世に及ぶこと
- ⑦ 再処理施設の耐震基準に設定されている基準地震動が現実とそぐわず、耐震安全性に重大な欠陥があること

このように、「原発及び再処理工場の違憲性と反倫理性」を訴え、過去、現在、未来と三世（さんぜ）にわたり「いのちをつなぐ権利」を法廷で主張します。

宗教者・信仰者の原告団

第一次原告団には、二二一人の宗教者、信仰者が参加しました（現在、第二次原告団の登録を受け付けています）。内訳は仏教を信仰する方九六六人、キリスト教一〇九人、神道一人、無所属及び無宗教の方が五人です。また、原告団の共同代表には牧師の岩田雅一（まさかず）さんと僧侶の中島哲演（てっえん）さんが就任されました。

青森県八戸市、日本キリスト教団八戸北伝道所牧師の岩田雅一さんは、八四年に核燃料サイクル基地の六ヶ所村立地案に接して「死の灰を拒否する会」を結成し、以来、六ヶ所村の村民と共に再処理工場反対運動を続けてきました。岩田さんの原発の主張は、時に教団内でも急進的だとされ紛糾します。現在の八戸北伝道所は「原発・核」を宣教テーマとして岩田さん自身が開設された開拓教会でもありません。まさに、キリスト者としての信念を貫かれ、身を挺した闘いを続けてこられました。

福井県小浜市の古刹、真言宗御室派明通寺住職の中島哲演さんは、原発運動において著名な仏教者として知られます。学生時代から広島被爆者支援に携わってきた中島さんは、六八年、小浜市に原発誘致の計画が浮上したのを機に「市民の会」を結成。事務局長として地元の運動団体や市民をまとめ、小浜への原発誘致を阻止しました。その後も若狭の運動の中心に立ち、福井県庁や関西電力前でのハンガーストライキも自ら先導してこられました。

お二人の共同代表に導かれ、原告団には全国から運動を担い、支えてこられた宗教者、信仰者の方々が加わっています。私も浄土真宗の念仏者としてご縁をいただいたひとりですが、原発・核の課題に対する私自身の「気づき」には、今回の提訴の母体となった「原子力行政を問い直す宗教者の会」との出あいがありました。

宗教者の会と提訴への経緯

一九九三年結成の「原子力行政を問い直す宗教者の会」は、宗教・宗派の違いを越えて「いのち」に向き合い、「いのち」を疎外するもの（原発・核）への怒りから、原子力行政に対する共同のたたかいを訴えてきた会です。

その結成宣言文は「各自の宗教・信仰が、その真価を発揮すべき時」とある一方、「専（もっぱ）ら自らの内面や死後の平安、狭い『利益信仰』のみに向けられつつ、現実逃避をしていなかっただか」と、自己や所属する宗教団の姿をきびしく省み、「一切のいのちが破滅の淵にあるこの現実を直視」し、この国の原子力行政に「踏みじられつつあるいのちの尊厳と真理を守りたい」と結ばれています（一九九三年七月六日「結成全国集会宣言文」）。

四半世紀に及ぶ「宗教者の会」の活動ですが、二〇一一年夏、福島原発事故の被曝回避のための保養活動が北海道の宗教者と共同で開催され、以来毎年、二百人以上の親子を道内の寺院や教会で受け入れてきま



した。（今夏は新型コロナウイルスのため中止）。この「夏休み寺子屋コンソーシアム」では、最長一カ月になる保養の期間中、参加親子と被曝に関する学習会や避難移住者との対話、医療機関での甲状腺検診、アイヌプリ体験など、保養をきっかけとして「いのち」を考える機会が設けられました。私もこの保養の関わりから会を知り、その姿勢に深く共感しました。

二〇一八年夏の松山全国集会では、前年の広島高裁伊方原発運転差し止め判決を受けて、宗教者による司法への働きかけの必要性が議論されます。その後、会の事

務局は「脱原発弁護団全国連絡会」と相談を重ね、連絡会の共同代表である河合弘之弁護士と「六ヶ所の原子力施設（再処理工場など）運転の差止めを求める訴訟」の決意を固めます。

すなわち

- (1) 宗教者・信仰者として「核といのちは共存できない」と訴えるために
- (2) 核燃料サイクル事業は「倫理に反している」と訴えるために
- (3) 過酷事故となり得る青森県六ヶ所村の原子力施設（再処理工場など）の運転差止めを求めるために
- (4) すべてのいのちを脅かす「原発は平和憲法に違反している」ことを司法に問うために
- (5) 電力の大消費地で立地現地との不公平（差別）に無感覚な都市住民の責任を明らかにするために
- (6) 宗派・教派を超えて宗教者・信仰者の使命を果たすために

おわりに

宗教者の会の存在意義をかけた裁判は、宗教的確信と信念の表白（ひよつびやく）であると共に、宗教の違いや信仰の有無に関わりなく、原発・核のもつ本質を突いて、「核といのちは共存できない」という真理を社会に訴えるものです。



河合弘之弁護士

いま、コロナ禍で人と人とのつながりが断ち切られ、ウイルスに囚わらずとも国家や社会が個人の「いのち」を脅かす事態を迎えています。目下の寿都町の件を見ても、核燃料サイクルが断ち切ってきた「いのち」をつなぐ裁判のもつ意義は、より深まっていると考えます。

多くの犠牲をうむ原子力政策を問いただし、平和と安寧のうちに生き、生かされる権利を次の世代につなぐために、皆さんに宗教者核燃裁判へのご関心と共同をよびかけます。

* 宗教者核燃裁判ウェブサイト <https://www.kakunensaiban.tokyo/>

* 本訴状は解説や図表などを加え、わかりやすくまとめた百六十頁超の冊子です。

（頒価千円、送料二〇〇円 申込先・事務局 shukyokakunen@gmail.com）

写真提供 / 宗教者核燃裁判原告団事務局

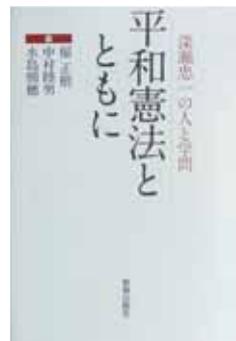
つたえる 新企画

平和憲法とともに

原告・北大名誉教授 越野 武

この春『平和憲法とともに 深瀬忠一人と学問』（新教出版社）が刊行されたので拝読させていただきました。深瀬さんは北大法学部で憲法学を担当された方である。

私の方の動機は、野崎健美さんが「家庭事件」について寄稿しておられたからなのだが、野崎さんと言っても格別の知合いというわけでもない。北広島でベーコンやハムをつくり、売っておられる方で、10年以上も前だと思っが、看板につられて行ってみたら、その味にすっかりはまりこんでしまったというわけである。野崎さんが半世紀以上も前「家庭事件」で自衛隊に訴えられ、裁判になったご当人らしいの気がついたのは数年前のことである。



本では憲法前文の「平和的生存権」が、単なる抽象的理念から、現実に裁判で争われる基本的人権のひとつになっていくさまを扱っている。野崎さんがその先陣をきり、これを受けて学問的に取り組まれたのが深瀬忠一先生である。

徒然に思う事

子どもの本・9条の会

児童文学作家 丘修三

「人類が滅亡したら、さぞかし地球はホッとするだろう」半分は冗談、でも半分は本気でそう思っています。人類は科学を生み出し、新たな知識や技術を手に入れ、豊かな生活を創り出してきました。ただし、それは「人類の幸せ」で、自然や他の生物は、人間の幸せのために利用されるべき存在と考えるべきです。ここにきて、漸く、それではうまくいかないことに気づかされていのです。地球温暖化やプラスチック汚染、大気汚染、オゾン層破壊、原子力を巡る諸問題等々、国単位では対処できない問題が次々と起きてきました。原子力は、科学の力で人類が創り出したエネルギーです。経済的観点からは実に魅力的



自己作品表紙

なエネルギーだと喧伝され、「平和利用」の名の下に政府・経済界は拙速に実用化を図ってきました。やがて、スリーマイル、チェルノブイリ、福島と、危惧が現実になり、原子力は、生まれて百年もたたぬうちに、人類に大きな負担を負わせる存在となったのです。人類は、その奢りを捨て、豊かさの質を考え直す時が来ています。「人類が考えを改めれば、地球はホッとするだろう」と、思えるのですが。

とまりん館

事務局 久米田佐和子

先日、以前から行きたいと思っていた原子力PRセンター「とまりん館」へ初めて行ってきました。子どもだましのような展示内容で、以前小学校で配布されていた原子力の副読本「わくわく原子力ランド」を思い出しました。共通して感じたのは、「教育」に名を借りた「強烈な刷り込み」ではないということです。嘘ではないけれど本当のところも言っていない。子ども相手に大人のするさを見せつけているようでした。

道中、国道からは原発建屋がほぼ見えないことも知りました。都合の悪いところは見せないという原発事業のすべてを垣間見るようで、怒りを通り越し、なんだか



物悲しい気持ちになりながら帰途につきました。原発は恐怖ではありません。希望も未来もありません。これまでの大人がこれからの子どもたちに繋いでいくものが、恐怖であつていいわけがありません。大人も子どもも希望をもって、原発のない社会、そこからしかできない未来の話ができるようにと、願っています。

つたえる

励ましを ありがとう申し上げます

事務局 田中和子

廃炉ニュースの発送の折にカンパのお願い文と払込取扱票を同封し、御協力を呼びかけています。この呼びかけに添えて、たくさんの方々から毎日貴重なカンパ金を振り込んでいただき、事務局では感謝しながら確認の手続きをさせていただいています。

払込用紙には、お名前、ご住所、連絡先を記入していただいておりますが、その用紙の空欄の小さなメモ書きにいつも目が留まり、私としてはうれしく感じています。全国各地から払込取扱票が届くのです。一例を挙げれば神奈川県横浜市在住

の方から「適当な読者ですみません。少額ですがお役立てください。」と書かれていたり、小樽市在住の方は「高齢となり体調不良で失礼しています。会の発展を祈念しています。」とありました。

また、江別市在住の方は「粘り強い闘いにニュースを見て感謝しています。」と書かれていました。事務処理をしながらたくさんの方々の書き込みを読み、感謝の気持ちで一杯になります。

お顔を拝見できないのが残念ですが、こうして「泊原発を廃炉に！」との思いを共有し、毎回勇気付けられながら事務局の仕事に携わっています。

地域連絡会報告

泊原発廃炉の会・そらち

4月5日に北海道の緊急事態宣言が解除された隙間を縫って7回目の総会を開催しました。総会は昨年より少ない15名の参加者でした。会員の高齢化により総会等の参加者が減少して来ているので、「そらち」の活動の存続も危うくなりつつあります。総会では予算の関係で会報の発行を縮小することになりました。交流会では新会員の三浦一路さんに講演をして頂きました。

三浦さんは、2011年の原発事故後、関西方面で市民団体に入会して原発問題について医療関係者や原発の写真家と繋がって、自ら署名活動等を行っていました。講演で周産期死亡率の増加について「周産期死亡率」とは出産数（出生数+22週以後の死産数）1000に占める周産期死亡の増加」詳しく説明してくれました。この様な問題が公表されていない現状があることを知り、今後

北区の会

今年2月1日、泊原発の廃炉をめざす札幌北区の会（以降、北区の会）は例会で「ハイ口通信」を発行することを決めました。北区の会は2016年5月7日に結成され約4年になります。毎月例会を積み重ね活動を前進させてきましたが、福島原発事故から9年が経ち、原発に対する国民の意識は、事故当時と比較すると高まっているとはいえないのではないのでしょうか。原発推進の政党が多数を占めている政治を転換するためにも国民の意識の高揚が不可欠です。

昨年11月に会員の学習と交流を兼ねて「読書会」が開催されました。

これを契機に、参加されていないみなさんとも内容を共有したい、それだけでなく、原発に関する情報と北区の会の活動を発信し、廃炉に向けての地域活動の軌跡を次世代に繋ぎ、みなさんが紙面を通して集い、希望を語りあい、広められる「通信」を発行する活動

多くの情報を発信して行きたいと思いたした。

発足当時より副会長として活躍して頂いた榊原郁子さんが退任しました。後任に三浦一路さんが副会長を引き受けて下さいました。

榊原副会長さんは、「そらち」の発足当時からこの会の先頭に立って活動して下さいました。札幌に転居してからも「放射能のテキスト」「核廃棄物の問題」「あさこはうすへの訪問」「六力所村核燃料サイクル施設への訪問」等、いつも一緒に活動していたので、一抹の寂しさを感じます。「そらち」を退会しましたが、これからも、学習会等でお世話になると思います。いつまでもお元気で活躍して下さいたいです。



▲榊原郁子さん

幹事長 中川洋子

に取り組むことにしました。

2月中旬から新型コロナウイルス感染が世界的に広まり、3月から本格的な自粛生活が余儀なくされましたが、「通信」は3月20日に創刊、隔月発行でこの9月には第4号を発行しました。多くの人びとが原稿依頼も快く引き受けて下さり、豊かな内容の紙面になってきています。仲間たちとの連携で廃炉に向けての大きな展望が見えてきました。そして、活動の楽しさも実感しているところです。

「通信」をお読みにになりたい方は、Lプラザ、北区民センターの活動紹介コーナーに置いてあります。北区の会へメールや電話（090-7644-4379）でも申し込みを受けています。



共同代表 富田素實江

釧路地域連絡会

釧路地域の脱原発行動は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月末に予定していた報告集会を中止にして以降、毎週金曜夕刻の抗議行動だけは継続しています。街頭行動のアピール内容にも、幌延の研究期間延長や、寿都町長の文獻調査受け入れ表明に対する批判が多く叫ばれています。住民意思が反映されることなく、一自治体首長の判断だけで申し入れしようとする態度や、すでに反対を表明している知事も、意見が言えるだけで実質的には拒否権がないことについても、疑問の声が。

釧路地域連絡会として9月1日の裁判報告会をする際、寿都町の文獻調査応募について、小野有五氏や地層学会が発行している冊子を参考に意見交換する予定。

「北海道に核のゴミを受け入れない署名」などへの取り組み強化も呼びかけます。

世話人 マシオン恵美香



▲8月21日釧路駅前

十勝連絡会

十勝連絡会はコロナ禍の中、3月以降感染予防のため活動を自粛して来ましたが、5月になり、市民との直接的接触を避ける活動形態として、「スタンディング形態」のアピール活動を決めました。5月23日から活動を再開しました。どの会場でも13時30分から14時までの30分間実施。

5月23日には音更町木野地区で実施。20名参加。6月13日には新得町で実施。地元「さよなら原発！新得会」と共催し、30名参加。6月27日には芽室町で実施。23名参加。7月11日には、帯広市清流地区で実施。「原発をなくす十勝連絡会」と共催し、27名参加。7月25日には幕別町札内地区で実施。「原発をなくす十勝連絡会」と共催し、27名参加。8月8日には清水町で実施。18名参加。8月22日には大樹町で実施。寿都町問題が起き、急遽「原発いらない」の看板を「核ゴミいらない」に切り替えて実施。年金者組合大樹支部と共催し、12名参加。今後も池田町はじめ各地で実施予定。このスタンディングアクションには各地の住民

市議、町議が参加してスピーチをしてくれています。車のリアクションも多く、会員も3名増えています。

世話人会は、オンラインでの会議に切り替えて実施しています。現在11月14日の総会の準備も進めています。寿都町問題では、8月31日に町長、町議会議長宛に「文獻調査への応募中止」の要望書を送付しました。

コロナに負けず工夫しながら、泊原発の廃炉をめざして活動を展開しましょう。

代表 中村廣治

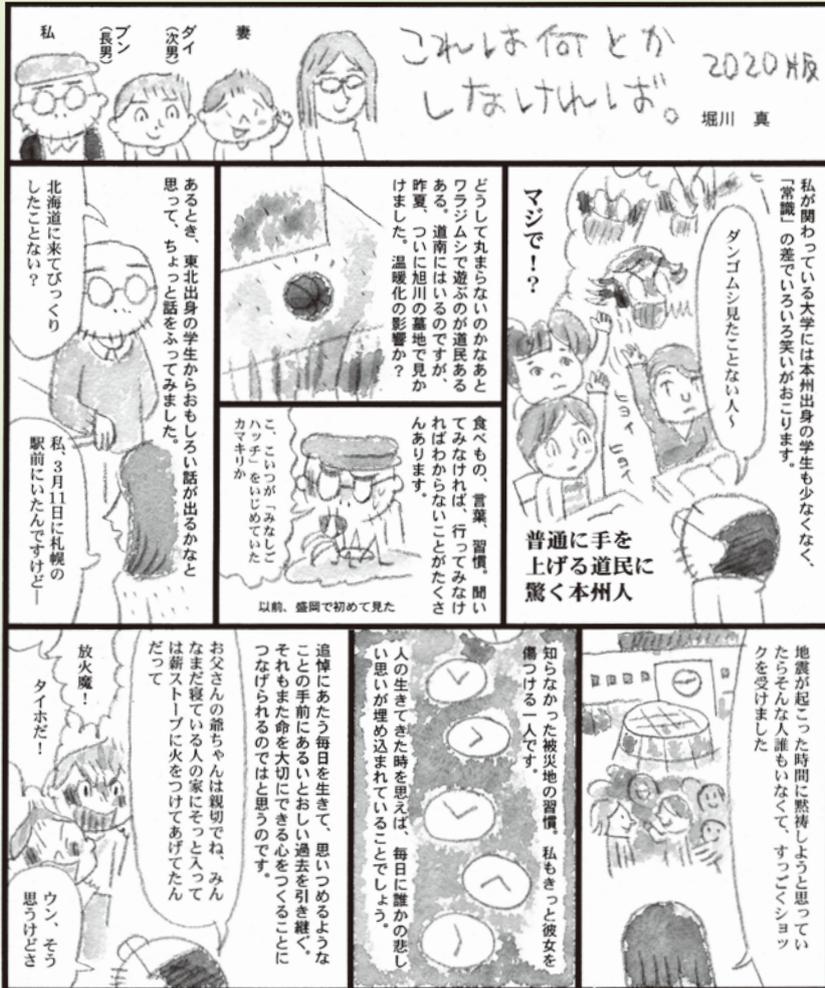


▲新得町でのスタンディング（撮影：菅原 哲也）



～「核」を絵筆でぬりつぶせ ペンでかきあらためよ～

この言葉は、戦没画学生の慰霊美術館である無言館館主の窪島誠一郎氏が建立した石碑の碑文による。石碑は岩内町の高台から泊原発を見据えている。



「9年目の3・11展」出品作品より

これは何とかしなければ
絵本作家 堀川真

言いたい事を言葉を使わずに伝えるのは難しいことだと思えます。一方で、言いたい事を言葉で伝えきるのも難しいことでしょう。一つの言葉もそれぞれの立場では受け取り方が違ってしまふ。アートは、その間に立つて問題の本質をイメージと

しかならなかつたのです。しみじみ思い起こされたのは、同様のテーマに向き合ったヨーロッパの絵本作家の作品群です。きつちり原発を批判的に、ウィットと共に描ききつたものを多く見ました。そして、それに並ぶ日本側の作品群は、被災への励ましを基調に明るい気持ち促すものが多くあつたように覚えていきます。当事国の者とし

堀川真プロフィール

絵本作家、ハイロニュースのロゴマークをデザイン。絵本や挿絵の制作に取り組みながら、保育士養成校での教授や子どもたちとのワークショップに携わっている。「けんぶち絵本の里大賞 びばがらす賞」を3度受賞。

てそれが必要だったという状況も理解できますが、日欧の差のうちには暗部を見つめる体質というものがあるのでないかと感じたものでした。その後も北海道では同種の展覧会として「3・11展」が続けられていますが、ここに至って腑に落ちた自分の手法がマンガです。月刊「母の友」にて連載中の育児マンガ同様、ひと笑いさせてアートに共感してもらふ。アートを表現と訳すなら、そこにはあわせて責任というものもあるでしょう。つまり、伝わらないということに対してではなく、作品を全てとする覚悟といますか。私は作品の中で言いたい事を文字にしてしまいましたが。絵で伝えるというのとはつくづく難しいものだと思っています。

次回口頭弁論

2020年12月15日(火) 14:00～
札幌地裁 (札幌市中央区大通西11丁目)

- 集合 13:20 大通公園西11丁目
- 集会 13:50～ 傍聴抽選に外れた人対象
- 報告会 口頭弁論終了後～16:00
- 会場 北海道高等学校教職員センター (札幌市中央区大通西12丁目)

樋口英明さん講演会

日時 2020年11月28日(土) 開場 14:00～ 開演 14:30～

場所 教育文化会館 小ホール (札幌市中央区北1条西13丁目)

参加費 1,000円 (学生無料・事前予約は不要)

- 第1部 特別報告 寿都町・神恵内村の核ゴミ処分場文献調査応募問題について
- 第2部 講師: 樋口英明さん (元福井地裁裁判長) わたしが原発を止めた理由(わけ)

チケット販売: 道新プレイガイド・教文プレイガイド

2020年10月1日 発行/泊原発の廃炉をめざす会(ハイロの会)

タイトルイラスト: 堀川真 編集: 久米田 佐和子・田中 和子・千田 素子・常田 益代・廣谷 淳一・間谷 真澄